

鳥取県建設工事検査規程

昭和 46 年 4 月 1 日内訓第 2 号

一部改正昭和 50 年 1 月 1 日内訓第 1 号
一部改正平成 8 年 8 月 1 日工検第 4 号
一部改正平成 13 年 3 月 30 日工検第 64 号
一部改正平成 15 年 10 月 1 日内訓第 10 号
一部改正平成 17 年 3 月 30 日内訓第 200400026351 号
一部改正平成 19 年 3 月 30 日内訓第 200600199271 号
一部改正平成 19 年 6 月 27 日内訓第 200700051328 号
一部改正平成 20 年 3 月 31 日内訓第 200700199842 号
一部改正平成 21 年 2 月 19 日内訓第 200800165341 号
一部改正平成 22 年 3 月 17 日内訓第 200900189568 号
一部改正平成 23 年 3 月 31 日内訓第 201000205855 号
一部改正平成 25 年 3 月 13 日内訓第 201200190669 号
一部改正平成 25 年 3 月 28 日内訓第 201200200629 号
一部改正平成 26 年 3 月 13 日内訓第 201300196429 号

(目的)

第 1 条 この内訓は、鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号）第 1 条に規定する建設工事（同規則第 6 条の規定により請負契約書の作成が省略されたものを除く。）の検査（以下「県工事の検査」という。）、県費補助に係る建設工事の検査（技術的又は専門的なもので知事が特に必要があると認めるものに限る。以下「補助工事の検査」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項の規定により市町村等から委託を受けた建設工事の検査（以下「市町村工事の検査」という。）（以下これらを「検査」と総称する。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検査の種類)

第 2 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中間検査 工事の適正な執行を確保するために行う検査をいう。
- (2) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (3) 出来形検査 請負契約の解除時において工事の出来形部分を確認するために行う検査をいう。

(検査員)

第 3 条 検査は工事検査課長又は米子工事検査事務所長（以下「工事検査課長等」という。）が総括検査専門員、検査専門員、課長補佐、係長又は工事検査員に任命された職員の中から指名した職員（以下「検査員」という。）が行う。

ただし、工事検査課長等が特に必要と認める場合には、**会計管理者**の承認を得て、工事検査課長等が検査を行う。

2 前項の検査員の指名は、工事を監督する課以外の課に所属する者について行うものとする。

(検査の時期)

第 4 条 検査は、中間検査にあつては**会計管理者**が必要と認めるとき、完成検査にあつては工事の完成（修補の完了を含む。）の通知（以下「完成通知」という。）を受けたとき、出来形検査にあつては請負契約の解除があつたときに行うものとする。

(検査の通知)

第5条 検査員(第3条第1項ただし書きにより工事検査課長等が検査を行う場合には工事検査課長等を含む。以下同じ。)は、検査を行うに当たっては、監督員、補助金の交付事務担当者又は委託市町村等(以下「監督員等」という。)にあらかじめ検査の日時その他必要な事項を通知するものとする。

2 監督員等は、前項の通知を受けたときは、受注者にその旨を通知するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(検査の準備)

第6条 検査員は、検査しようとするときは、監督員又は関係者をしてあらかじめ、次に掲げる書類及び用具を準備させるとともに、適当な方法により、測点、距離等を工事現場に標示させなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、施工計画書及び工程表(以下「契約書等」という。)
- (2) 工事監督記録、工事記録写真及び各種試験記録
- (3) 測量用具及び破壊用具
- (4) その他検査員が必要と認める書類及び用具

(検査の方法)

第7条 検査は、別に定める建設工事検査基準に基づき、実地について、契約書等その他の関係書類に照らし、厳正かつ公平に行わなければならない。

- 2 工事が地下、水中等で施工されているため実地について検査を行うことが困難な部分については、前項の規定にかかわらず、工事記録写真その他の書類により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知し、建築物その他の工作物の一部を取り壊して検査することができる。この場合において、検査内容が把握できる写真及び復旧の確認できる写真を受注者に撮らせ、復旧後、直ちに検査員に提出させるものとする。
- 4 前項の規定によるほか、検査員は、工事の適正な施工を確保するため必要があると認めるときは、あらかじめ受注者に通知して、完成検査時に、無作為に抽出した建築物その他の工作物の一部を取り壊して検査することができる。この場合において第5条の規定を準用する。
- 5 検査員は検査の検定及び試験(以下「検測」という。)は、次の事項に留意して行うものとする。
 - (1) 検測に使用する機械器具は、整備点検したものを使用すること。
 - (2) 検測は極力誤差をなくすこと。

(検査の立会い)

第8条 県工事の検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。ただし、工事の施工過程において特段の問題が発生しなかった工事について第1号に掲げる者が第2号及び第3号に掲げる者の立会いをもって足りると判断した場合その他やむを得ない事情がある場合には、第1号に掲げる者の立会いは要しないものとする。

- (1) 関係機関(当該工事の施工について直接監督すべきものとされている本庁の課又は地方機関をいう。以下同じ。)の長又はその指名した職員
 - (2) 監督員
 - (3) 受注者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者
- 2 補助工事の検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。
- (1) 事業主体の代表者又はその指名した者
 - (2) 監督員

- (3) 補助金の交付事務担当者
 - (4) 受注者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者
- 3 市町村工事の検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。
- (1) 事業主体の長又はその指名した職員
 - (2) 監督員
 - (3) 受注者若しくはその代理人又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

(資料の提出の要求)

第9条 検査員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(手直し工事の指摘等)

- 第9条の2 検査員は完成検査に当たり、軽微な修繕工事が必要と認める場合であって、当該修繕工事が検査の日から起算して5日以内（以下本条において「手直し期間」という。）かつ完成通知を受理した日から14日以内に完了すると見込まれるもの（以下「手直し工事」という。）であるときは、その内容を指摘票（別記様式第1号）により、監督員等に指摘するものとする。
- 2 検査員は、前項の規定により手直し工事の指摘をしたときは、手直し期間内に監督員等に手直し工事に係る工事記録、写真その他の資料を添付した報告書の提出をさせ、当該手直し工事が完了したことを確認しなければならない。この場合において、手直し期間内に監督員から報告がなかったとき、又は報告された手直し工事の内容に不備があると認めたときは、検査員は、直ちにその旨を**会計管理者**、工事検査課長又は米子工事検査事務所長（以下「**会計管理者等**」という。）に報告しなければならない。
- 3 前項後段の規定により、検査員から**会計管理者等**に報告があった工事は、当該報告の日から、次条に規定する修補工事に移行するものとする。
- 4 検査員は、中間検査に当たり建設工事が契約書等に適合しないと認めるときは、監督員等に対し、手直しをすべき事項を指摘票により指摘し、手直し完了後、その前後の写真を添付して報告させるものとする。

(修補の指摘)

- 第10条 検査員は、完成検査に当たり、建設工事が契約書等と適合しないと認める場合には、前条第1項に該当する場合を除き、その内容を指摘票により監督員等に指摘するとともに、第12条第1項の規定による検査の復命に併せて、修補すべき事項を**会計管理者等**に報告するものとする。
- 2 **会計管理者等**は、前項の規定による報告を受けた場合であって、修補が必要であると判断したときは、関係機関（補助工事の検査にあつては当該補助工事に係る補助金の交付事務を担当する本庁の課又は地方機関（以下「補助金交付機関」という。）とし、市町村工事の検査にあつては委託市町村等とする。以下この項において同じ。）の長に修補すべき事項を指摘するものとする。この場合において、大々的な修補が必要であると認めるときは、修補の工法、工期等を報告するよう関係機関の長に求めるものとする。
- 3 検査員は、前項の規定により修補すべき事項の指摘があった工事については、修補完了後、改めて検査を行うものとする。

(検査の中止)

- 第11条 検査員は、検査に当たり、次に掲げる場合は、検査を中止し、直ちに**会計管理者等**に報告し、その指示を受けるものとする。
- (1) 出来形検査以外の検査にあつては、第8条第1項第3号、同条第2項第4号又は同条第

- 3項第3号に掲げる者が立ち会わないとき。
 (2) 検査の実施が困難となったとき。

(検査の結果の復命)

第12条 検査員は、検査を終了した時は、速やかにその結果を**会計管理者**等に復命しなければならない。

- 2 前項の復命は、次の表の左欄に掲げる検査の種類に応じ、同表の中欄に掲げる復命書に、同表の右欄に掲げる書類その他必要な書類を添付して行うものとする。

検査の種類	復命書の種類	添付書類
中間検査	建設工事中間検査復命書（別記様式第2号）	
完成検査（修補すべき事項を報告しない場合）	建設工事完成（修補完了）検査（合格）復命書（別記様式第3号の1）	着工前写真（修補の場合には修補前の写真）、完成写真及び工事完成通知書の写し
完成検査（修補すべき事項を報告する場合）	建設工事完成検査（修補）復命書（別記様式第3号の2）	着工前写真、完成写真及び工事完成通知書の写し
出来形検査	建設工事出来形検査復命書（別記様式第4号）	出来形検定書（別記様式第5号）、出来形写真及び出来形図面

(合否の決定)

第13条 検査員は、次項の規定に該当する場合を除き、完成検査（補助工事の検査を除く。以下この条において同じ。）について合格の決定をするものとする。ただし、第9条の2第1項の規定による手直し工事の指摘をした場合には、同条第2項の規定による確認をした後でなければ、合格の決定をしてはならない。

- 2 **会計管理者**等は、完成検査について第10条第2項の規定による修補すべき事項の指摘をしたときは、不合格の決定をするものとする。

(工事成績の決定等)

第14条 **会計管理者**等は、前条の規定により合格の決定がなされた県工事の検査について、第12条の復命、検査員の評定等に基づき、工事成績を決定するものとする。

- 2 前項の評定は、別に定める工事成績評定要領により行うものとする。
 3 **会計管理者**等は、第1項の規定により工事成績を決定した後、当該工事に瑕疵（軽微なものを除く。）のあることが判明した場合その他必要があると認められる場合には、別に定めるところにより同項の工事成績を修正するものとする。

(検査結果等の送付)

第15条 **会計管理者**等は、県工事の検査について、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる書類その他必要な書類を添付し、速やかに当該工事に係る契約事務を担当する本庁の課又は地方機関の長に送付するものとする。

場 合	書 類
第12条の規定により中間検査の復命を受けたとき	建設工事中間検査調書（別記様式第6号）
第12条の規定により出来形検査の復命を受けたとき	建設工事出来形検査調書（別記様式第7号）及び出来形検定書
完成検査について第13条第1項の規定により合格の決定がなされたとき	建設工事完成検査調書（別記様式第8号）

き	
完成検査について第 13 条第 2 項の規定により不合格の決定がなされたとき	建設工事完成検査調書
第 14 条第 1 項の規定により工事成績を決定したとき	別に定める項目別評定点

- 2 **会計管理者**等は、補助工事の検査又は市町村工事の検査について、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、同表の右欄に掲げる書類を添付し、速やかに補助金交付機関又は委託市町村等の長に送付するものとする。

場 合	書 類
第 12 条の規定により中間検査の復命を受けたとき	建設工事中間検査調書
市町村工事の検査（完成検査）について合否の決定をしたとき	建設工事完成検査調書
補助工事の検査（完成検査）の復命を受けたとき	建設工事完成検査調書（補助工事） （別記様式第 9 号）
第 12 条の規定により出来形検査の復命を受けたとき	建設工事出来形検査調書及び出来形検定書

（雑則）

- 第 16 条 この内訓に定めるもののほか、建設工事の検査に関し必要な事項は、**会計管理者**が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この内訓は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- この内訓施行の際、現に残存する様式類の用紙については、この内訓の定めるところにかかわらず、所要の調整をして、使用することができる。
（鳥取県土木検査規程等の廃止）
- 次の号に掲げる内訓は、廃止する。
 - 鳥取県土木工事規程（昭和 31 年 7 月内訓甲第 5 号）
 - 鳥取県農林土木工事検査規程（昭和 39 年 6 月内訓甲第 7 号）

附 則（昭和 50 年 1 月 1 日内訓第 1 号）

この内訓は、昭和 50 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 8 月 1 日工検第 4 号）

- この内訓は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- この内訓の施行の際現に存在する用紙で、この内訓による改正前の鳥取県建設工事検査規程に定めるところにより作成されているものは、この内訓の規程にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこの内訓による改正後の鳥取県建設工事検査規程に定める書類として使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日工検第 64 号）

(施行期日)

1 この内訓は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号に掲げる事項については、なお、従前の例による。

(1) 教育委員会、警察、企業局及び病院局並びにこの内訓の施行前に検査の委託契約を締結している建設工事の検査

(2) 様式類の用紙で、この内訓の施行の際に残存するもの。ただし、所要の調整をした上で、使用することができるものとする。

附 則 (平成 15 年 10 月 1 日内訓第 10 号)

この内訓は、平成 15 年 10 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日内訓第 200400026351 号)

この内訓は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の鳥取県建設工事検査規程の規定は、同日以後に実施する工事検査について適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日内訓第 200600199271 号)

この内訓は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 19 年 6 月 27 日内訓第 200700051328 号)

この内訓は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日内訓第 200700199842 号)

この内訓は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 21 年 2 月 19 日内訓第 200800165341 号)

この内訓は、平成 21 年 2 月 19 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 17 日内訓第 200900189568 号)

この内訓は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日内訓第 201000205855 号)

この内訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 25 年 3 月 13 日内訓第 201200190669 号)

この内訓は、平成 25 年 3 月 18 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 25 年 3 月 28 日内訓第 201200200629 号)

この内訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 13 日内訓第 201300196429 号)

この内訓は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に行う工事検査について適用する。